

## 市原健康福祉センター運営協議会について

### 【地域保健法（抜粋）】

第 11 条 第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

### 【千葉県行政組織条例（抜粋）】

#### 第 4 章 附属機関 （設置）

第 28 条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同欄に掲げるとおりとする。

#### 別表二

|        |                                                    |
|--------|----------------------------------------------------|
| 附属機関   | 健康福祉センター運営協議会                                      |
| 担任する事務 | 健康福祉センターの所管区域の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議する。 |

備考 健康福祉センター運営協議会は健康福祉センターに置き、その名称には健康福祉センターの名称を冠する。

#### （組織）

第 29 条 前条第 1 項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

#### 別表三

|       |                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附属機関名 | 健康福祉センター運営協議会                                                                                                                    |
| 組織    | 会長<br>副会長<br>委員                                                                                                                  |
| 委員の構成 | 1 市及び町村の代表者                      2 関係行政機関の代表者<br>3 医療関係団体の代表者                  4 福祉関係団体の代表者<br>5 学識経験を有する者<br>6 その他の関係機関及び団体の代表者 |
| 定数    | 30 人以内                                                                                                                           |
| 任期    | 2 年                                                                                                                              |

#### （会長及び副会長）

第 30 条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長は置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

#### （委員の任命）

第 31 条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （会議）

第 32 条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。